

徳島県職業能力開発校管理規則の一部改正（案）の概要

1 徳島県職業能力開発校管理規則について

この規則は、徳島県職業能力開発校の管理に関し必要な事項を定めるものです。

2 改正の趣旨

徳島県職業能力開発校は、徳島県立中央テクノスクール、徳島県立南部テクノスクール、徳島県立西部テクノスクールの3校があり、県内産業界に対して多くの技能人材を輩出しています。

近年各種業界において人手不足が深刻化しており、理・美容業界からも人材育成を求める声が上がっています。

現在、中央テクノスクールの理容科、美容科は入校試験の受験資格として、35歳以下という年齢制限を設定していますが、職業人生の中で職種を転換し、別のキャリアを歩むために職業訓練を目指す人が近年増えており、年齢制限が入校機会の妨げになっていることから、制限を廃止するための規則改正を行うこととしました。

3 改正の内容

徳島県立中央テクノスクールの理容科及び美容科の入校試験の受験資格として設定している年齢制限を廃止することとします。

4 施行日

改正規則の公布日

ただし、改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入校する者について適用し、同日以前に入校した者については、従前の例によることとします。

(令和6年度入校生は、令和5年度中に年齢制限がある資格要件で受験済みのため)